

令和5年度

**第21期第18回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和5年8月25日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和5年8月25日(金) 午後2時30分から3時22分まで

場所 三重県勤労者福祉会館2階第2会議室

議題

- 1 議案1 三重内水面漁場計画の案について
- 2 議案2 奈良県内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について
- 3 議案3 和内共第1号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替に伴う免許について
- 4 議案4 和内共第1号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替に伴う遊漁規則について
- 5 その他（1）次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和 司	大瀬 公 司	垣 外	昇	笠見 和 彦
井上 亜 貴	加治佐 隆光	三 輪	理	河村 功 一
金 岩	稔			

欠席委員

中本 恵 二

事務局

事務局長	林 茂 幸
主幹	増 田 健
主査	葛 西 学

行政

（漁業調整班）

課長補佐兼班長	森田 和 英
主任	中瀬 優

傍聴者

なし

計14名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 18 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席が中本委員、出席委員 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、大瀬職務代理、加治佐委員にお願いします。

それでは議案 1 「三重内水面漁場計画の案について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

令和 5 年 7 月 3 日付け、農林水第 24-4099 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

内容につきましては、第五種共同漁業権の一斉切替えに係る三重内水面漁場計画の作成に関して、漁業法第 67 条第 2 項において準用する同法第 64 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

この漁場計画につきましては、本日の午後 1 時 15 分から午後 2 時 30 分まで、この会場において公聴会を開催しましたところ、公述人による意見として伊賀川漁協から「意見のない旨」の意見が 1 件、あと文書による意見の提出が 6 件ありました。

当委員会の意見について、ご審議をお願いします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案 1 につきまして、ご審議をお願いします。

本日の公聴会では「意見がない」という伊賀川漁協の意見がありましたが、それ以外に書面でも「異議なし」という意見がございました。皆さんからなにかご意見はないでしょうか。

○三輪委員

質問ですが三重内共第 10 号、共同漁業漁場図の櫛田川の上流です。これを見ますと、蓮ダムの大俣用水取水堰堤と書いてありますが、そこから蓮川と青田川の基点 1 と基点 2 まで漁業権がないことになっています。

蓮ダムの最大湛水域よりもかなり上流にこの基点 1 と基点 2 が設定されていますが、その間に漁業権がない。この理由をご存じでしたら教えていただけませんか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

ヒアリングのなかでお話を伺っている限りの情報になりますが、過去に蓮ダムとしてダム湖と認識されている部分に関しては、漁業権をとらないようにしているということです。かなり背後を広めに見積もっていると思われませんが、細かいところまでは、伺ってはいません。

○三輪委員

ありがとうございました。

○浅尾会長

他にご意見はございませんか。

ご意見がないようでしたら、議案1の三重内水面漁場計画につきましては、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1につきましては、県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、議案2「奈良県内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

令和5年7月20日付け、農水振第242号で奈良県知事から諮問書が提出されております。内容につきましては、第五種共同漁業権の免許更新に係る内水面漁場計画の作成に関して、漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

当委員会が奈良県知事に対して意見を述べようとするときは、漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定に基づき、公聴会を開催し利害関係人の意見を聴く必要があります。参考までに2-7ページに漁業法の抜粋を添付しております。また2-8ページから2-9ページに三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程がございます。この規程の第2条に委員会において公聴会開催の決議をしなければならないとありますので、その開催についてお諮りするものです。漁場計画の内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

2-1ページをご覧ください。奈良県から第五種共同漁業権の一斉切替えに関する漁場計画の諮問がありました。奈内共第39号及び奈内共第40号について、これらは三重県の五月川漁協と奈良県の波多野漁協及び月ヶ瀬漁協の共有免許になっています。漁場の範囲

や三漁協の利用状況を鑑みまして、奈良県が免許を行うこととして事前協議がなされているものです。

2-2 ページをご覧ください。内水面漁場計画の内容ですが、新たな漁場計画では漁業権の番号が変わっています。現行の奈内共第 39 号が奈内共第 29 号に、現行の奈内共第 40 号が奈内共第 30 号に改められています。奈内共第 29 号と奈内共第 30 号の違いは、漁業権の対象魚種が奈内共第 29 号はあゆ漁業、奈内共第 30 号はこい漁業とふな漁業についての免許となっています。漁場の位置についてはどちらも同じで、奈良県及び山辺郡山添村並びに三重県伊賀市となっており、漁場の区域としては、名張川の本流及び支流の一部から奈良県の月ヶ瀬湖に至るまでの部分となっています。

こちらは、類似漁業権の扱いですが、漁場に一部変更がありました。これまでの漁業権においては、治田川と予野川の途中に基点があり、そこより上流部分は漁業権外となっていました。今回の切替えにおいてその上流部まで漁業権を延伸することとなっています。これは五月川漁協から上流部分への延伸要望があったことと、実態としてあゆ、こい、ふななどの魚種の遡上も確認されており、これまで上流域において漁業調整問題が特に発生していないことから、上流域に漁場を設定しない理由はないということで延伸することが決定されました。続いて第 1 の (4) に関係地区がございます。関係地区は、奈良県月ヶ瀬、治田と三重県の五月川にかかる部分です。

2-3 ページに奈内共第 30 号の内容が続きます。

2-4 ページの第 2 にありますように、第 29 号、第 30 号どちらも類似漁業権以外の漁業権は該当なしということで、類似漁業権としての計画となります。第 3 にありますように免許申請期間は、令和 5 年 9 月から同年 11 月までになっています。現時点ではあくまでも予定ということで、日付に関しては空白の状態になっています。免許予定日については、三重県と同じく令和 6 年 1 月 1 日となります。

備考にありますように、本漁業権は共同漁業権のため、免許の存続期間は 10 年間、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までになっています。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案 2 について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

延伸部分が少しわからなかったので 2 つ聞きたいのですが、ひとつは、延伸部分は三重県内それとも奈良県内ですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

三重県内です。

○金岩委員

それはあゆだけではなくて、こいやふなも同様の状況であるからという理由で延伸する

のですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい。

○金岩委員

つまり、下から放流していたものが、あゆ、こい、ふなすべてでその部分でも遡上していることが確認されていると。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい。そもそも今までの免許で基点になっていた部分は橋を基点にしていました。堰堤などを基点にしていたら上れないことがあるのですが、ただの橋で下を魚類が通過できるような状況で今までも利用されていましたので、魚が遡上していくのであれば伸ばしてほしいという要望になったと伺っています。

○金岩委員

こいなどは、あまり上らないことも考えられるかなと思ったのですが。三魚種とも確認されているということですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

勾配があるような境目ではなかったということです。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございました。

○浅尾会長

名張市と伊賀市の境界が入っていないのでわかりにくいですが、この延伸部分は名張市ではなく伊賀市ですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい。伊賀市です。

○加治佐委員

川の長さが伸びて、面積が広くなることで放流量が増えたりするのでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

奈良県は目標増殖量を直近5ヶ年の平均放流実績から計算しており、漁場の面積で目標増殖量を決めているわけではありませんので直ちに影響することはないとのことでした。

今後その放流実績等に合わせ、増殖計画などに反映させることは考えられますが、現段階で免許するタイミングでの目標増殖量への影響はないと聞いています。

○加治佐委員

ありがとうございました。

○金岩委員

三重県だとかいとかも含めてひとつの漁業権ですが、これはなぜ二つに分かれているのですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

奈良県側の漁業権の場所が若干異なっており、山添村の上流部分まであゆはあるのですが、こいがなかったりと漁場に若干の違いがあります。

○金岩委員

わかりました。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。ないようでしたら、議案2につきましては、公聴会を開催するという事としてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、公聴会を開催することを決定します。公聴会の日程等について、事務局から提案してください。

○事務局（葛西主査）

2－8ページから2－9ページの三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程をご覧ください。第5条に開催期日の1週間前までに日時、場所及び案件を三重県公報に登載することとあります。

本日、公聴会の開催を決定していただきましたが、事務手続きの関係から、公報への登載は9月5日（火）、その後、関係者への通知文書発送を予定しています。

公聴会に関する規程第7条に公聴会で意見を述べようとする者は、文書での提出も認められており、そういった日程等を考慮しますと、9月22日（金）の10時からの開催を提案させていただきます。

同日の10時30分から第19回三重県内水面漁場管理委員会の開催もお願いしたいと考えています。会場は三重県勤労者福祉会館地階特別会議室を予定しています。

なお、公聴会については、WEB開催に関する規定がございませんので、その後の委員会も含め、9月22日は対面のみでの開催とさせていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

提案内容については以上です。

○浅尾会長

ただいまの提案についていかがでしょうか。何かご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

それでは、公聴会を9月22日(金)10時から、その後委員会を10時30分から対面で開催することとします。

続きまして、議案3「和内共第1号に係る漁業権(第五種共同漁業)の一斉切替に伴う免許について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料3の3-1ページをご覧ください。

議案3につきましては、令和5年8月10日付け、資第361号で和歌山県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第171条第4項で準用する同法第70条の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(中瀬主任)

3-2ページをご覧ください。これは和歌山県から提出された資料ですが、和歌山県では、適格性と増殖プランの妥当性について判断した上で漁業権を免許することとされています。

(1)適格性の判定については、漁業法第72条第2項に規定されており、適格性を有する者は、次の要件を満たす者である。①関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であること。②関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数の3分の2以上を組合員に含むこと。となっています。

(2)増殖プランの妥当性は、漁業法第168条に規定されている増殖義務について、独自の検証をしていることとなります。申請者の増殖事業量、その他増殖方法等を確認した上で、その計画が妥当かどうか判断しているとのことです。

これら根拠法令の抜粋が3-3ページと3-4ページにありますので、参考にしていただければと思います。

実際に申請された取りまとめが3-5ページです。

まず、適格性の判定として（１）免許申請の状況の記載があります。こちらは十津川村漁業協同組合を代表として三重県の北山川上川漁協、紀和町漁協、熊野川鶴殿漁協、三重熊野川漁協を含む６漁協からの共同申請になっています。漁協から申請があったということで条件はクリアしています。関係地区内に住所を有し、この熊野川において一年に30日以上漁業を営む者の属する世帯のその3分の2以上がそれぞれの組合の世帯であるということを一市町村に確認した上で適格性があると判断されていると伺っています。そのため、表の適格性欄は適になっています。

増殖プランの妥当性は、義務放流量を基に確認しています。（２）義務放流量一覧がありますが、和歌山県では免許申請にあたり、申請者に事前に事業計画書を提出させており、そのなかでどんなことがあっても最低限この数量は放流することを守りますという義務放流量を設定しています。それは近年の実績と比較して、無理のない数量を設定しているかどうか、ということで、その増殖プランが妥当であるという判断をしているものです。三重県という目標増殖量と混同しがちなのですが、和歌山県は言葉を完全に分けており、目標増殖量とは別途、義務放流量は各組合が確実に守れる量ということで設定されています。表のあゆを見ますと、前回の平成25年には、70万尾設定されていたものが、令和5年は25万尾になっています。これは情勢の変化とともに目標増殖量の方も減少しており、近年では49万尾から50万尾前後になってきています。各組合の放流実績を確認していただいたところ、3ヶ年の平均で一年に約130万尾は放流していることが確認されており、25万尾は最低限守れるというそのプランに無理はないことから、和歌山県では当該増殖プランは妥当であると判断されました。

以上のように適格性とその増殖プランに係る妥当性があり、免許に適していると判断がなされています。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案3につきまして、ご審議をお願いします。
ご意見はございませんか。

○金岩委員

和歌山県の種苗放流基準のあゆの平均体重3g以上については、種苗放流の実状と著しくかけ離れていると思います。おそらく一番小さいものでも4gはあるだろうし、一般的には6g、7gから10gとかその位を放流していると思います。このミニマムというかあまりにも低すぎて科学的にも放流が適当というか、その後の生残率とかを考えても4g位が妥当という研究論文もあるのですが、3gと書いてあるのを僕は見たことがない。なぜ3g以上という値になっているのか。これは最小値だから使ってはいないと思いますが、その放流量をこの3gで割れば尾数は当然増えるわけですよ。実際、例えば10gだったとしても3倍増えて、先ほどの150万尾とか言っているのは、なにを基準にどう計算して150万尾になったのか。例えば本当は10gのものを3g計算して150万尾ということにしているのだったら、実状50万尾になってしまうわけですよ。そういうことはないのでしょうか。そういったあたりをもし確認できるのであれば、確認していただきたいし、この和

歌山県の放流基準の3gも、もう少し大きな値にできるのであればあげていただきたいと思います。単なる意見としてだけでも伝えていただければと思います。

○水産資源管理課（中瀬主任）

あくまでも免許そのものというより、放流に関することについてのお話と思いますが、実態として尾数換算で和歌山県は放流の状況を把握されているということです。その都度業者から仕入れた尾数で出しているということです。3gで計算しているということはないと思いますが、一応確認させていただければと思います。

○金岩委員

この種苗放流基準は、和歌山県のホームページにも載っている値なので、このg数で見ると誤解を生むと思います。実状にあったような値に変更していただいた方が公開情報として誤解も少なくなると思います。これは意見です。

○三輪委員

一点だけ資料の確認です。

放流量のところですが、これは義務放流量であって、実績とは違いますよね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

違います。

○三輪委員

わかりました。

○加治佐委員

目標増殖量と義務放流量がふたつあると伺ったのですが、その解釈がわからないんですね。例えば、三重県は目標増殖量だけですよね。三重県の目標増殖量というのは和歌山県でいうところの義務放流量も兼ねているのですか。三重県には概念として義務放流量はないという考えですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

概念としてはありません。

○加治佐委員

その辺は県の行政の側として、どう違いがあるのでしょうか。目標増殖量の義務を果たしていればいいよってということなのでしょうか。目標というのは心に思ってくださいってわけですかね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

法律上目標増殖量は、免許の条件である増殖義務になりますので、本来であれば目標増

殖量一本でしかるべきかと思いますが、その前段階の計画として、何があっても最低限これだけの放流量は絶対守りますということを担保させて、増殖義務を放棄させないという意味で数値を設定しているということですので、目標増殖量とはまた違う話になるのではないかと思います。

○加治佐委員

漁協がきちんと放流していても、魚がいなくなってきた場合、誰がそれを補償するのか。そのようなことはおきないと思いますが、そんな時に県が補償するのかどうかというような時に、目標増殖量を達成していたからとか義務放流量を達成していたからとかになるのではないかと私は思ったんです。義務放流量がもし少ないのであれば和歌山県はハードルが低いことになりますよね。実際本当に魚が獲れなくなった場合に大丈夫だろうか、他人事ながら思いました。三重県のなかでも時々漁協が苦しいので少し低くしてほしいといった声もありますので、そういった意味での違いを教えてください。

○水産資源管理課（中瀬主任）

目標増殖量は各漁協が守らなければいけない数量で、和歌山県も三重県も同じです。あくまでもその漁協の経営のなかで、何があっても最低限増殖するという姿勢を見せるという意味での義務放流という言い方をしていますので、和歌山県としても義務放流量を満たしていれば目標増殖量が満たせなくても良いと判断をしているわけではありません。あくまでも目標増殖量は、目標増殖量で存在しています。

○加治佐委員

わかりました。ありがとうございます。

○金岩委員

近年の放流実績からすると、25万尾は義務放流量として大丈夫であろうと。平成25年当時の実績については近年の4倍位はあったのでしょうか。つまり70万尾から25万尾に減らしたというのは、実績放流量が減ったからですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

実績の減少につれて義務も減らしていると伺っていますが、目標増殖量まで数字を追い切っていないので、その10年前の増殖実績と目標増殖量との照会はしていない状況です。

○金岩委員

うなぎの放流量は変わっていないですが、うなぎは種苗の入手困難性などを考えたら、なぜ減らないのかと逆に不思議に思うのですが。こういう社会的な状況を考えるとうなぎの方が当然減るのではないかとと思うのですが。そのあたりの情報はありますか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

うなぎの義務放流量に関して直接伺ってはいませんが、うなぎに関しては、どのタイミ

ングの放流が適切かなどいろいろな話が不明瞭ななかで、各漁協等で、漁獲に対して最低限何kg放流しましょうという取り決めが昔からあります。河川の大きさにあわせて10kgであったり20kgであったりという考え方で、河川の大きさはほぼ変わっていないと伺っていますので、社会情勢に合わせてというよりは、必要最低限と言われているようなことかなと思われまます。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

他にご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案3につきまして、異議なしとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案3につきましては、異議のない旨答申いたします。

続きまして、議案4「和内共第1号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替に伴う遊漁規則について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料4の4-1ページをご覧ください。

議案4につきましては、令和5年8月10日付け、資第362号で和歌山県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

4-2ページをご覧ください。遊漁規則は漁業法第170条に基づく第五種共同漁業権の免許を受けた者が遊漁について制限をする際には、遊漁規則を定め知事の認可を受けるものとされています。この遊漁規則の認可申請が和歌山県にありましたので、和歌山県がその内容について各漁協の属する内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととなっており、今回諮問されているという状況です。

つきましては、(1) 遊漁を不当に制限していないこと。(2) 遊漁料の額が妥当なもの

であるか、についてご確認いただいてご意見を賜ることとなります。

遊漁を不当に制限するものかどうかに関しまして、(1)の③に示されますように、行使規則で組合員に対して制限がないなかで、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がないにも関わらず、遊漁者に対して漁具・漁法を制限する場合は、不当に制限すると判断されます。4-3ページは関連法令の抜粋で、遊漁規則の内容を取りまとめたものが4-4ページにありますのでこちらをご覧ください。

(1) 遊漁規則の申請概要で、漁協名、免許番号、魚種、漁具・漁法、遊漁料が示されています。和歌山県において、この遊漁料の年券と日券の額を他の漁業権の遊漁規則と比較していただいています。三重県もそうだと思いますが、他の漁協における年券の額は10,000円前後のところが多いので、年券5,000円は十分安いものであると判断されています。

(2) 遊漁規則と行使規則の比較で遊漁が不当に制限されていないかというところですが、漁具・漁法の欄で、遊漁者と組合員との違いが書かれています。ほとんどの漁具・漁法に関しては同じですが、行使規則によって、こたか、投網、箱めがね使用の引っかけ、火振、巻川、瀬張、やな、せぎが行使規則にはあって、遊漁者はできないことになっているものです。ただし、これらの漁具・漁法については、すべて2年以上の正組合員が行使できるとして、組合員に対しても制限がかけられているものになりますので、不当に遊漁を制限していることにはあたらないと判断されています。

また、禁止区域や全長制限に関しても、行使規則での制限と遊漁規則での制限は同じとなっていますので、遊漁を不当に制限していないと判断されました。

説明は以上です。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案4について、ご審議をお願いします。
何かご意見はございませんか。

○金岩委員

熊野川はあゆるアーはOKだったと思いますが、これは漁法のどれになりますか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

あゆるアーはOKではないと思いますが。

○金岩委員

あゆるアーの推奨河川に熊野川漁協と出ますけど、あれは間違った情報ですかね。熊野川漁協がサイトでは推奨漁協として出てくるのですが。僕も実際に買いに行ったわけでも釣りに行ったわけでもないのだからわからないのですが、推奨漁場の和歌山県のところに熊野川漁協が出てきます。

○水産資源管理課（中瀬主任）

今回提出された遊漁規則の原本もいただいているのですが、制限のところ「リールを利用したルアー友釣り禁止」と明記されています。

○金岩委員

それではサイトが違っているということですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

熊野川漁協に関しては、熊野川に和内共の他の免許番号で支流があるので、支流のなかでエリアを区切ってされている可能性はあるかもしれません。

○金岩委員

そういうことですか。ありがとうございました。

○三輪委員

遊漁料について年券 5,000 円、日券 2,000 円となっていますが、あゆ、あまご、うなぎとすべて共通ですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

共通券です。

○三輪委員

それは珍しいですね。わかりました。

○浅尾会長

他にご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案 4 につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案 4 につきましては、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、その他事項（1）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回の委員会日程等につきましては、本日の議案 2 で決定していただいたとおり、令和 5 年 9 月 22 日（金）10 時からの公聴会に引き続き、10 時 30 分から第 19 回三重県内水面漁場管理委員会を三重県勤労者福祉会館地階特別会議室で対面にて開催させていただきます。

「議題（案）」

・奈良県内水面漁場計画の案について

・全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○事務局（林事務局長）

水産資源管理課から委員の皆さまにご報告があるということでお時間少しいただいてよろしいでしょうか。

○浅尾会長

はい、どうぞ。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

先般「漁業調整規則の一部改正について」をご審議いただき、8月15日付けで農林水産大臣の認可がおり、現在公示に向けた作業を進めています。内容については、しらすうなぎの採捕のルールが法律の改正により変わりましたので、それに基づき、うなぎ稚魚漁業として漁業調整規則の改正をさせていただきます。

今後、漁業許可としてしらすうなぎの採捕を進めていく必要があります、その漁業許可の内容について、内水面委員会に諮問する事項等がございますので、よろしく願いいたします。

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。これをもちまして委員会を閉会いたします。